

『指定短期入所生活介護事業所 藤の園』
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 0270100696)

当事業所は、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 施設経営法人・事業所概要・居室の概要	P. 1
2. 職員の配置状況	P. 2
3. 当事業所が提供するサービスの概要	P. 3
4. 利用料金等について	P. 4
5. 要望（苦情）の受付	P. 9
6. 個人情報相談窓口	P. 10

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 藤聖母園
(2) 法人所在地 青森県青森市奥野三丁目7番1号
(3) 電話番号 (017) 734-0489
(4) 代表者氏名 理事長 木村 直彦
(5) 設立年月日 昭和21年 5月

2. 事業所概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成12年3月16日指定(介護保険事業所番号 0270100696)
※当事業所は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 藤の園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 当事業所は、高齢者が要介護状態で、介護者に代わって一時的に養護する必要がある場合、当該高齢者を一時的に特別養護老人ホームを利用し、入浴・排泄・食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うと共に、その家庭の福祉の向上を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 藤の園
- (4) 事業所の所在地 青森県青森市大字駒込字蛭沢387番地1
- (5) 電話番号 (017) 765-5685
FAX番号 (017) 765-5130
- (6) 事業所長名 中村 新
- (7) 当事業所の運営方針
- ・ 短期利用者の生活介護の提供に当たり、短期入所生活介護計画に基づき日常生活を営むのに必要な援助を行います。
 - ・ 短期利用者の生活介護の提供に当たり、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について理解しやすいように説明し同意を得ます。
 - ・ 短期利用者の生活介護の提供に当たり、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
 - ・ 当事業所は、サービス提供に当たり、当該又は他の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。
 - ・ 身体的拘束を行う場合は、利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由などを記録します。
 - ・ 常に利用者の方の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、利用者又は家族の方に対し適切な相談及び援助を行います。
 - ・ 地域との結びつきを重視し、関係市町村・居宅介護支援事業所・その他の居宅サービス事業者等の、保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成12年 4月 1日
- (9) 営業日 365日
- (10) 利用定員 6名
- (11) 送迎の実施地域 送迎の実施地域は旧青森市内とします。

3. 居室の概要

居室等の概要：当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	室数	
個室（1人部屋）	6室	ユニットスペース定員 6名×1ユニット
合計	6室	
食堂	1室	ユニットスペース 1室
機能訓練室（ホール）	1室	平行棒
浴室	4室	特殊浴槽(2)・リフト浴槽(1)・個浴(1)
医務室	1室	看護ステーション

※ 前項は、青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備で、契約者に特別にご負担いただく費用はございません。

☆ 居室の変更：契約者又は利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、利用者自身もしくは他の利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者又は利用者との協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項：各居室には、次のものが設置されております。

・電動ベット ・ナースコール ・戸棚 ・トイレ ・24時間換気システム

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

	資格	常勤（正職員）	常勤（嘱託職員）	非常勤・パート	計
1. 園長		1名			1名
2. 副園長		1名		1名	1名
3. 医師				1名	1名
4. 機能訓練指導員	准看護師			1名	1名
5. 生活相談員	介護福祉士	1名			1名
6. 栄養士	栄養士	1名			1名
7. 管理栄養士	管理栄養士			1名	1名
8. 介護支援専門員 （介護職員兼務含む）	介護福祉士	1名	1名		2名
介護 ・ 看護 職員	看護師	2名	1名	1名	4名
	准看護師	1名			1名
	介護福祉士	27名	3名	1名	31名
	その他	4名	1名		5名

※ パート職員の中に派遣職員も含まれます。

※ 機能訓練指導員は、看護職員と兼務です。

《非常勤医師の診療時間》

職 種	診 療 時 間
1. 内 科 医	毎 週 火 曜 日 13:45～14:45

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制 (勤 務 時 間)
1. 生活相談員	日 勤 : 9:00～18:00 1名
2. 介護支援専門員 (日勤のみ) 介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 : 7:00～16:00 1名 日 勤 : 9:00～18:00 1名程度 遅 番 : 12:00～21:00 1名 夜 勤 : 21:00～ 7:00 1名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 : 8:00～17:00 1名 日 勤 : 9:00～18:00 1名 遅 番 : 10:00～19:00 1名
4. 栄養士・調理員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 : 6:00～15:00 1名 日 勤 : 9:00～18:00 1名 遅 番 : 9:30～18:45 1名

※ 行事等の時は上記の配置人員と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|--|

《サービスの概要》

§ 当事業所は併設型及び空床利用型の短期入所事業を実施し、利用者に対し以下のサービスの提供を行います。

① 食事

- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び、嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して食堂にて、食事していただくことを原則としております。

(食事時間は次の通りです)

朝食 7:45頃から 昼食 12:15頃から 夕食 18:00頃から

- ② 入浴
 - ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
 - ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
 - ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・ 当事業所では、機能訓練指導員による訓練は行っておりませんが、日常リハビリ的な訓練をご家庭等で行っているのであれば、継続して事業所において介護員が行うことは可能です。
- ⑤ 健康管理
 - ・ 看護職員が、健康管理を行います。
- ⑥ 相談及び援助
 - ・ 当事業所では、利用者の心身の譲許、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ⑦ 送迎
 - ・ 当事業所では、入居及び退居時には、利用者の希望、状態により自宅等まで送迎を行う。
- ⑧ その他
 - ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
 - ・ 生活リズムを考え、その方にあった援助を行うよう配慮します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。
(介護保険負担割合証記載の負担割合により給付額、負担額が変わります。)

《サービス利用料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります）

※ 介護費用は、下記の表を参照の上ご確認下さい。
(表は、介護保険負担割合が1割の方の場合です)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,336 円	6,948 円	7,623 円	8,262 円	8,883 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円

(下記表は介護保険負担割合が2割の方の場合です。)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者の要介護度とサービス利用料金	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,632円	6,176円	6,776円	7,344円	7,896円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円

(下記表は介護保険負担割合が3割の方の場合です。)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者の要介護度とサービス利用料金	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,928円	5,404円	5,929円	6,426円	6,909円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円

※ 介護度ごとの自己負担額及び①の各加算を含めた1日分の金額は下記の通りです。

(下記表は介護保険負担割合が1割負担の方)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護度ごとの自己負担額 (a)	704円	772円	847円	918円	987円
①夜勤職員配置加算Ⅱ(b)	18円	18円	18円	18円	18円
⑥看護職員配置加算Ⅰ(c)	4円	4円	4円	4円	4円
自己負担額 (a+b+c)	726円	794円	869円	940円	1,009円

(下記表は介護保険負担割合が2割負担の方)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護度ごとの自己負担額 (a)	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
①夜勤職員配置加算Ⅱ(b)	36円	36円	36円	36円	36円
⑥看護職員配置加算Ⅰ(c)	8円	8円	8円	8円	8円
自己負担額 (a+b+c)	1,452円	1,588円	1,738円	1,850円	2,018円

(下記表は介護保険負担割合が3割負担の方)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護度ごとの自己負担額 (a)	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円
①夜勤職員配置加算Ⅱ(b)	54円	54円	54円	54円	54円
⑥看護職員配置加算Ⅰ(c)	12円	12円	12円	12円	12円
自己負担額 (a+b+c)	2,178円	2,382円	2,607円	2,820円	3,027円

- ① 夜勤時間帯に基準より多く職員配置をしていることにより、「夜勤職員配置加算(Ⅱ)」が算定され、1日180円が加算され、その一割18円、二割の方は36円、三割の方は54円をお支払いいただきます。
- ② 入所及び退所の際に、送迎を要望された場合には、「送迎加算」が算定され、片道1,840円が加算され、その一割184円(二割の方は368円、三割の方は552円)をお支払いいただきます。
- ③ 介護を行っている職員(介護職員)のうち、国家資格(介護福祉士)を取得している職員を、80%以上配置、または勤続10年以上介護福祉士35%のいずれかを配置していることにより「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」が算定され、1日220円が加算され、その一割22円(二割の方は44円、三割の方は66円)をお支払いいただきます。
- ④ 介護職員の処遇改善を行うために「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」が算定されます。計算方法は下記の通りです。
 (1日の介護度ごとの自己負担額 + 各種加算(①、②、③の加算)) × 利用日数 × 14.0%
 例) 上記の表を基に計算してみます。(二割負担の方は下記合計の倍程度となります。)
 要介護1の方が、7日間ご利用し、送迎を往復(片道2回)ご利用された場合の計算式は
 (704 + 18(①) + 4(⑥)の加算) × 7(利用日数) = 5,082円(ア)
 184(②の加算) × 2(回) = 368円(イ)
 22(③の加算) × 7(利用日数) = 154円(ウ)
 (5,082(ア) + 368(イ) + 154(ウ)) × 14.0% = 785円(小数点以下四捨五入)
- ⑤ 常に常勤の看護師を1名以上配置していることにより、「看護体制加算(Ⅰ)ロ」が算定され、1日40円が加算され、その一割4円(二割の方は8円、三割の方は12円)をお支払いいただきます

※ 連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合は、31日目より1日につき30円を減算し請求致します。

☆ 居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合は「緊急短期入所受入加算」として、短期入所を行った日から起算して7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として、1日900円が加算され、その一割90円(負担割合二割の方は180円、三割の方は270円)をお支払いいただきます。

☆ 若年性認知症と診断された方を受け入れた場合は、「若年性認知症利用者受入加算」が算定され、1日1,200円が加算され、その一割120円(負担割合二割の方は240円、三割の方は360円)をお支払いいただきます。その時は、受入れ利用者ごとに担当者を定め、サービスを提供いたします。尚、若年とは65歳の誕生日の前々日までが対象です。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために、必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2). 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスには、利用料金の全額が契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食費

※ 食費は、下記の表を参照の上ご確認下さい。

食費	階層	入居者の状況	1日
	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。 生活保護の受給者 	300円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方。 	390円	
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方。 	1,000円	
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額120万円以上の方。 	1,300円	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税本人非課税であっても世帯に市町村民税課税者がいる者。 市町村民税本人課税者 	1,445円	

※ 旧措置者（平成12年3月31日までに入所されている方）については、上記の内容とは異なります。
尚、旧措置者の方の負担金額は、市役所で決定します。

※ 上記の食費の負担に関しては、短期利用される前に申請し、施設をご利用される時に介護保険負担限度額認定証を持参して下さい。

※ 食費は、利用者の方々の所得の収入や、市町村民税課税か非課税か等により、上記のように1日の食費が異なりますので、その都度ご確認下さい。

※ 各食事の金額は、朝食(411円)、昼食(532円)、夕食(502円)です。ご利用期間中に提供させて頂いた食事数で請求させて頂きます。

※ 申請等でご不明の点がございましたら、担当のケアマネジャーにお尋ね下さい。

② 居住費（部屋代）

- ・ 当事業所で生活をするにあたり、高熱水費相当額を請求致します。つきましては下記の金額で請求させていただきます。尚、設定の金額につきましては、厚生労働省の基準に則って請求致します。

居 住 費	階 層	入 居 者 の 状 況	1 日
	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。 ・ 生活保護の受給者 	880円
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方。 	880円
	第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方。 	1,370円
	第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び世帯全員が市(区町村)民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額120万円以上の方。 	1,370円
	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税本人非課税であっても世帯に市町村民税課税者がいる者。 ・ 市町村民税本人課税者 	2,066円
<p>※ 旧措置者（平成12年3月31日までに入所されている方）については、上記の内容とは異なります。尚、旧措置者の方の負担金額は、市役所で決定します。</p>			

※ 上記の居住費の負担に関しては、短期利用される前に申請し、施設をご利用される時に介護保険負担限度額認定証を持参して下さい。

※ 居住費は、利用者の方々の所得の収入や、市町村民税課税か非課税か等により、上記のように1日の居住費が異なりますので、その都度ご確認下さい。

※ 食費及び居住費の負担限度額の決定に下記の判定が追加となっております。

- ・ 所得要件：世帯分離している配偶者が市町村民税非課税の方
- ・ 資産要件：預貯金の金額が第一段階 単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下、第2段階、単身650万円以下、夫婦1,650万円以下、第3段階①単身550万円以下、夫婦1,650万円以下、第3段階単身500万円以下、夫婦1500万円以下。

※ 申請等でご不明の点がございましたら、担当のケアマネジャーにお尋ね下さい。

① 理美容代

- ・ 散髪のコスチュームをご利用いただけます。 利用料金： 1,700円（自己負担です）

② レクリエーション行事活動（園内行事については、負担金はありません）

- ・ 契約者又は利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、園内行事に参加していただくことができます。

利用料金：上記の場合に実費をいただく場合がございます。ご利用の都度ご確認ください。

③ 個室の電気代

- ・ 電化製品を持ち込み又は、貸し出した場合のみ使用量に応じて按分し請求いたします。

④ 複写物の交付

- ・ 契約者もしくは代理人の請求に応じ、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚につき10円)

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担していただきます。

ティッシュペーパー(5箱入) 1個 330円、歯ブラシ 1本 110円、
 歯磨き粉 1本 220円、入歯洗浄剤 1箱770円、口腔洗浄液810円
 皮膚洗浄綿1個590円浣腸 1個 170円、石鹸 1個 110円、
 綿棒 1袋(100本入り)、ガーゼ 1袋 260円、テレビ貸出し料(1日 50円)
 200円電池 1本(単1 180円、単2 130円、単3 90円、単4 90円)
 シャンプー(220ml) 1本 350円、ボディソープ550円

その他、買い物、業者でのクリーニング、ジュース代等、個人が消費する物については実費負担となります。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月(月末締め)ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月の25日までに下記のいずれかの方法にてお支払い下さい。

① 下記口座へのお振込み

② 口座振替、この場合は関係書類に記載して頂きますので、ご希望の方は申し出下さい。

下記の指定口座へ振り込み

みちのく銀行 桜川支店(店番 044) 普通預金

口座番号 5314232

特別養護老人ホーム 藤の園(利用者) 園長 中村 新

※現金での授受は行いませんので予めご了承下さい。

(4) ご利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、主治医や下記の協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記の医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。又、下記の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	新都市病院
所在地・電話番号	青森市石江字高間 109 番地 18 TEL (017) 757-8750
診療科	内科
医療機関の名称	高内科小児科医院
所在地・電話番号	青森市駒込字蛭沢 48-96 TEL (017) 741-8181
診療科	内科・小児科

(5). 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定期間の前に、契約者又は利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ報告して下さい。
- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ 契約者又は利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されていたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 要望（苦情）等の受付について

(1). 当事業所における要望（苦情）等の受付

当事業所における要望（苦情）等のご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○要望（苦情）等受付窓口（担当者）：生活相談員 工藤 嵩
副園長 齊藤 大樹
※ 不在時は 園長 中村 新

○受付時間：毎日 9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

- (2). 第三者委員：対馬 榮子氏(元利用者家族) ☎ 741-0122
田中 高央氏(戸山地区社会福祉協議会) ☎ 743-5293

- (3). 法人要望(苦情)処理窓口：法人事務局 青森市奥野三丁目 7-1 ☎ 723-1692

(4). 行政機関の相談・苦情受付機関

- ・ 受付機関：青森市 福祉部 介護保険課
所在地：青森市新町1丁目3番7号
電話番号：(017) 734-5360
FAX：(017) 734-5355
受付時間：8：30～18：00
Eメール：kaigo-hoken@city.aomori.aomori.jp

- ・ 受付機関 : 青森県 国民健康保険団体連合会
 所在地 : 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル 3F
 電話番号 : (017) 723-1301
 FAX : (017) 723-1088
 受付時間 : 8:30~16:00
- ・ 受付機関 : 福祉サービスセンター (青森県運営適正化委員会)
 所在地 : 青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ内
 電話番号 : (017) 731-3039
 FAX : (017) 731-3098
 受付時間 : 8:30~17:00
 Eメール : uneitekiseika@aosyakyu.or.jp

7. 個人情報相談受けについて

当事業所における個人情報相談の受付

当事業所における個人情報についてのご相談は、下記の担当職員が受け付けます。

○個人情報相談受付窓口 (担当者) : 生活相談員 工藤 嵩
 副園長 齊藤 大樹

※ 不在時は 園長 中村 新

○受付時間 : 毎日 9:00~17:00

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 藤 の 園

説明者職名 _____ 氏名 _____ ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

《重要事項説明書付属文書》

1. 施設の概要

(1). 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て

(2). 建物の延べ床面積 4, 0 8 3. 0 8 m²

(3). 施設の周辺環境

当事業所は、平成19年4月1日に移転・改築し、自然豊かな環境に恵まれた場所に位置し、利用者の方々にも、ゆったりとその人らしい生活を過ごしていただけるように心掛けております。

全室個室であり、快適な住環境の中で過ごしていただきます。隣には養護老人ホームも隣接し、利用者同士の交流も行われるように検討しております。今後は、地域の方々とも協力し、共存していけるように努めてまいります。

2. 職員の配置状況

《配置職員の職種》

生活相談員 ・ ・ 利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
生活相談員を1名配置しています。

介護支援専門員 ・ 利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
介護支援専門員を1名配置しています。

介護職員 ・ ・ 利用者の日常生活上の介護並びに健康維持のための相談・助言を行います。
常時各ユニットに1名～2名の介護職員が出勤しています。
（但し、夜間は2ユニットで1名の夜勤者を配置し、計4名です。）

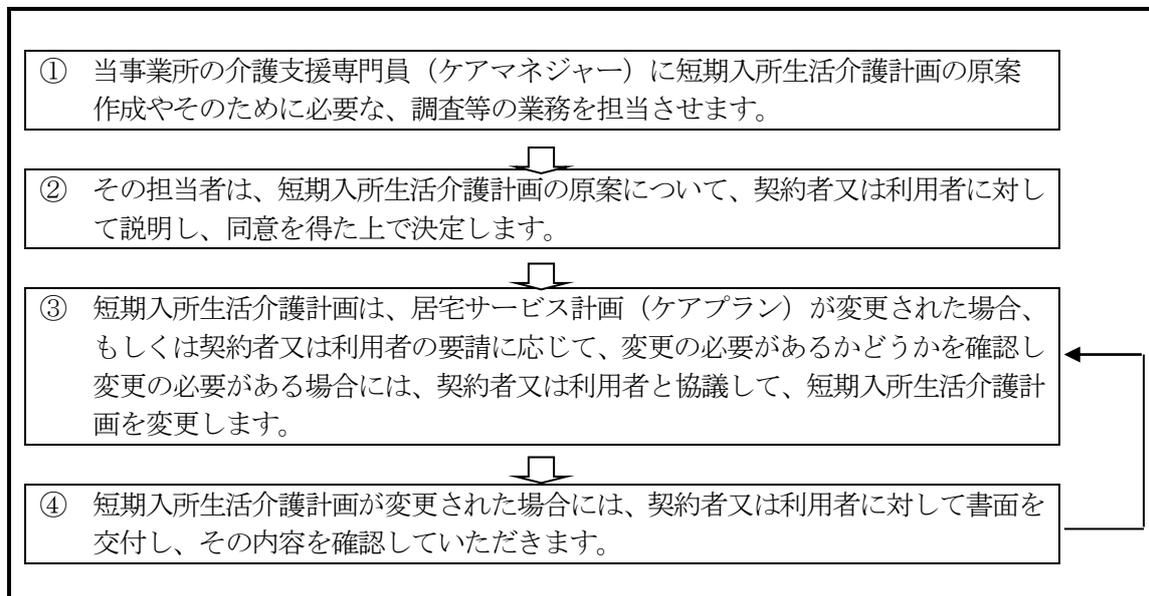
看護職員 ・ ・ 主に利用者の健康管理や療養上のお世話をさせていただきますが、日常生活上の
介護・介助等も行います。
常時2名の看護職員が出勤しています。
（夜間オンコールにて対応しております。）

栄養士・調理員 ・ 利用者の栄養管理に努め、常に利用者の状態に見合った食事を提供できるよう、
個々の状況に随時対応していくようにしています。
栄養士を1名配置、常時2名～3名の調理員が出勤しています。

医 師 ・ ・ 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
非常勤の医師を1名配置しています。
（但し、短期入所の場合は、在宅のかかりつけ医の先生に依頼して下さい。）

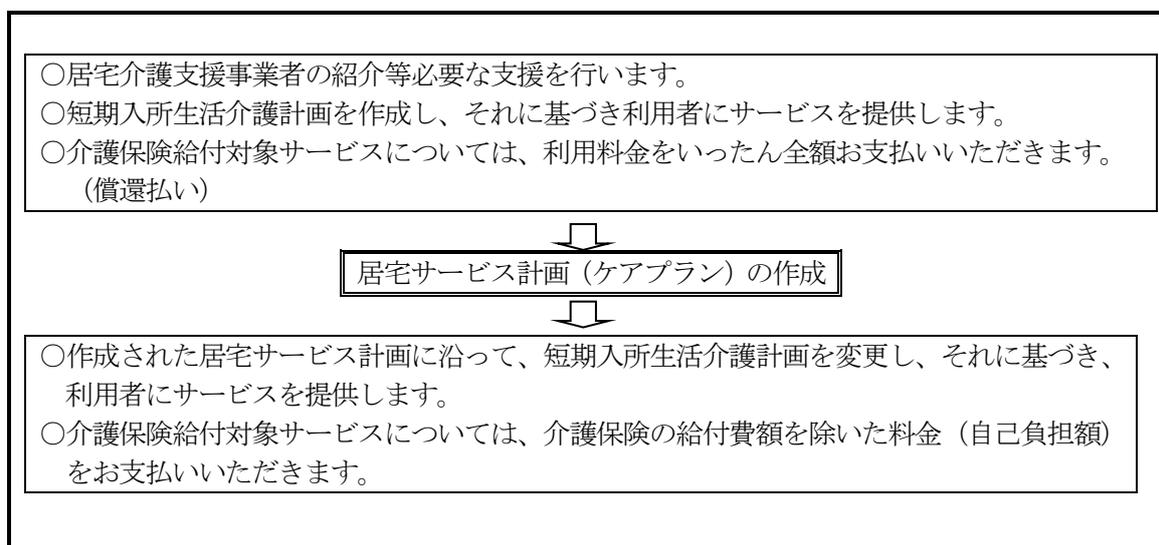
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1). 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、『居宅サービス計画（ケアプラン）』がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する『短期入所生活介護計画』に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通り行います。

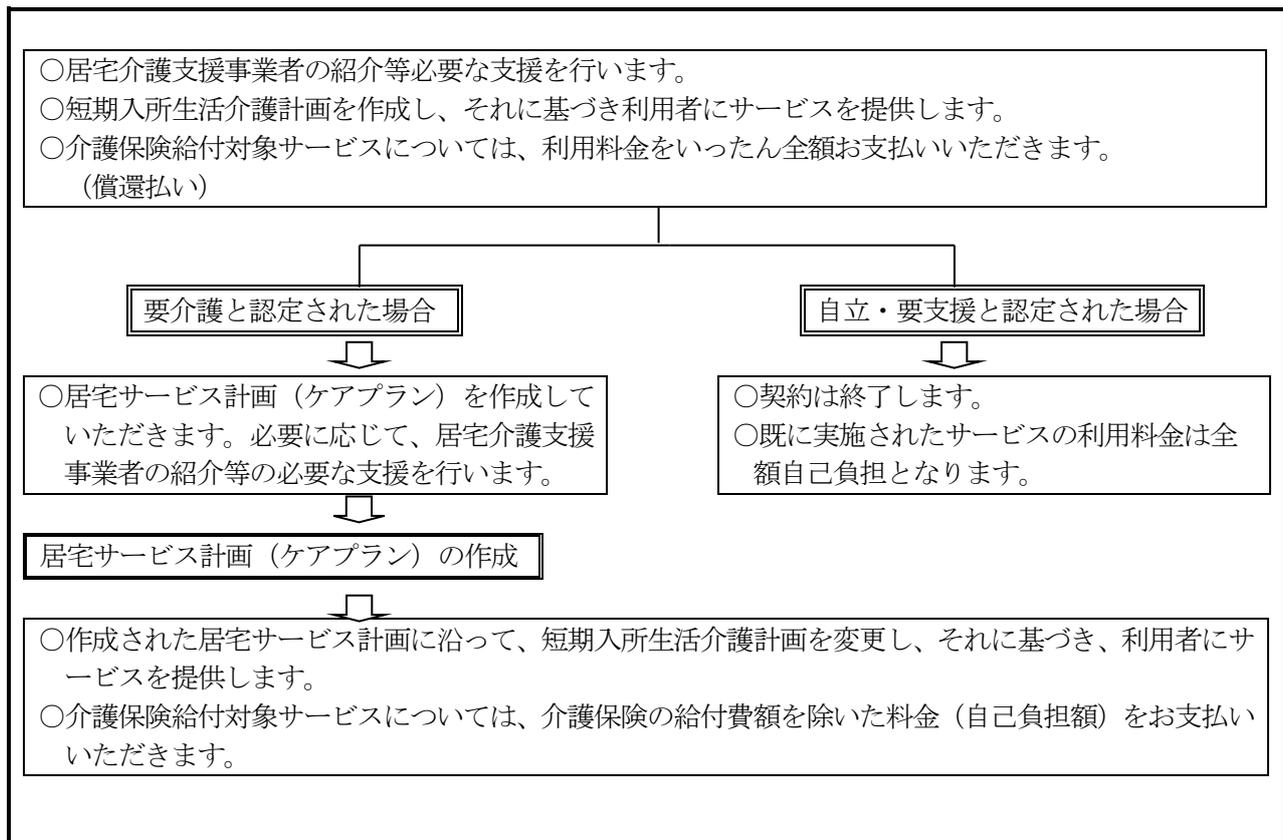


- (2). 利用者に係る『居宅サービス計画（ケアプラン）』が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、契約者又は利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に契約者請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体、を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業所及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。又、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて契約者又は利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1). 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ 生鮮食品等、ペット

(2). 面会

面会時間 午前 7:00～ 午後 8:00

※ 来訪の際は、必ずその都度面会カードに記載願います。

※ 尚、来訪された時に飲食物をお持ちになられた場合は、必ず職員に連絡して下さい。

(3). 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

(4). 喫煙

事業所内は全て禁煙です。

※ 但し、利用者の方が喫煙される場合は、事前にご相談下さい。

(5). 短期入所サービス利用中の医療の提供について

短期利用期間中は、在宅での生活の一環となりますので、急変時や状態不良が伺える場合はご連絡を致しますので、速やかにかかりつけ医の先生若しくは病院等への連絡等の対応をお願い致します。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により契約者又は利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について契約者又は利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者又は利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 非常災害対策について

当事業所は、非常災害その他の緊急事態に備えて、具体的（火災・地震）な計画を作成し、防火管理者を定めておくと共に、非常災害に備え定期的（月に1回）に避難・誘導訓練を行います。

8. 緊急時等における対応について

当事業所が、介護サービスの提供を行っている時に、利用者の状態が急変した場合、その他必要な場合は速やかに、家族又は主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者（園長）にも報告をしなければなりません。

9. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる対策を講じるものとする。

10. その他

- (1). 当事業所は、感染症又は食中毒の発生、まん延しないよう委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などの対策を講じるものとする。
- (2). 当事業所は、褥瘡が発生しないように、適切な看護・介護を行います。
- (3). 当事業所は、サービス提供に当たって、当該又は他の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為は行いません。
- (4). 前項の身体的拘束などを行う場合は、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録します。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了します。

- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対する提供が不可能になった場合。
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

(1). 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には即時契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 利用者の『居宅サービス計画（ケアプラン）』が変更された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者に身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 利用者間において身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2). 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者又は利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが1ヵ月以上遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 契約者又は利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3). 契約の終了に伴う援助

契約を終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。